

令和7年第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和7年第4回水巻町議会定例会第4回継続会は、令和7年12月19日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	水ノ江晴敏
2番	山口秀信	9番	亀元公一
3番	高橋恵司	10番	岡田選子
4番	中山恵	11番	井手幸子
5番	廣瀬猛	12番	住吉浩徳
6番	名倉亮介	13番	近藤進也
7番	松野俊子	14番	垣内美由紀

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 吉 田 功

係長 ・ 野 村 育 美

再任用 ・ 蔵 元 竜 治

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	松 井 努
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	舩 津 未 華
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	洞ノ上 浩 司	下 水 道 課 長	佐 藤 治
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	高 祖 睦
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	服 部 達 也
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 美 穂

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和7年12月 定例会
(第4回)

第4回継続会

本会議 会議録

令和7年12月19日

水巻町議会

令和7年第4回水巻町議会 第4回継続会 会議録

令和7年12月19日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和7年第4回水巻町議会定例会第4回継続会を開きます。

日程第1 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、山口議員。

総務財政委員長（山口秀信）

12月12日の総務財政委員会において付託された各議案について、慎重に審査しました結果、次のように決しましたので報告いたします。

議案第39号 水巻町税条例の一部改正については、賛成多数で可決いたしました。

議案第40号 水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第41号 損害賠償の代位請求等の明確化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、賛成全員で可決いたしました。

議案第46号 令和7年度水巻町一般会計補正予算（第3号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第47号 令和7年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第48号 令和7年度水巻町一般会計補正予算（第4号）については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、水ノ江議員。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

12月11日の文厚産建委員会において付託された各議案について、慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第42号 水巻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に

については、賛成多数で可決しました。

議案第 43 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成多数で可決しました。

議案第 44 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 45 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 46 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）については、賛成全員で可決しました。

議案第 48 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）については、賛成全員で可決しました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第 2 議案第 39 号について

議 長（白石雄二）

日程第 2、議案第 39 号 水巻町税条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

異議ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。井手議員。

11 番（井手幸子）

11 番、井手幸子です。議案第 39 号の水巻町税条例の一部改正について、日本共産党を代表いたしまして、反対の立場から討論を行います。

本議案では、特定親族特別控除が創設され、19 歳以上 23 歳未満の大学生世代の所得に応じて、親などの所得控除が低減されることになりました。現行 103 万円まで控除されていたものを、123 万円を超えても親の税金が急増しないこととなり、教育費の負担が大きい親世代にとっては負担軽減となることは評価できます。

しかし、根本的な問題として、親などから扶養されている大学生世代が、学費や生活費、そして奨学金返済のために年 123 万円、160 万円を超えるほど、なぜ働かなくてはいけないのか、そこに問題があると考えます。憲法 26 条には教育を受ける権利が保障されていますが、高過ぎる学費では大学に進学する子どもも限られ、進学できたとしても、今回のようにアルバイトを余儀なくされ、勉強に集中できないのが現状ではないでしょうか。まずは、誰もが教育を受けられるよう、学費の無償化などの施策を取るべきだと考えます。

また、加熱式たばこに関わる課税標準の見直しについても、たばこの需要減少や年少者の喫煙防止を図るために、たばこの価格、課税率を引き上げることは賛同できますが、国の税制改正大綱では、軍事費 GDP 比 2% への財源とすることが明記されています。

紙たばこと加熱式たばこの税差解消による増収見込みは約 112 億円です。これは地方税収であり、軍拡とは直接は関係ありませんが、自民党政治の軍拡増税路線と一体のものであり、容認することはできません。よって、議案第 39 号には反対といたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 39 号 水巻町税条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 議案第 40 号について

議 長（白石雄二）

日程第 3、議案第 40 号 水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 40 号 水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 40 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 議案第 41 号について

議長(白石雄二)

日程第 4、議案第 41 号 損害賠償の代位請求等の明確化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 41 号 損害賠償の代位請求等の明確化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 42 号について

議長(白石雄二)

日程第5、議案第42号 水巻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

10番（岡田選子）

10番、岡田選子です。議案第42号 水巻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

本議案は、子ども・子育て支援法の改定により、2026年度より全ての自治体で、こども誰でも通園制度の実施が義務付けられたため、本町で条例を制定するものです。こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所を利用できるという制度です。その理念は否定するものではありません。しかし、国や町が上程したこの議案では、その理念を実現しうるものではないと考えております。

反対理由の1つは、日々の保育士の確保さえ困難を伴っている保育所の厳しい現状の下で、その根本対策もなされないまま、新たな事業が進められるということについてです。

現在、本町の保育所では、待機児童は4月当初はゼロであっても、年度途中の入所はほとんど困難という状況が続いています。本来、保育の必要な子どもさえ入所待ちという現状です。

このような下で、誰でも通園制度は、生後6か月から3歳未満の子どもを月に、たった10時間という制限された保育時間で、しかも日々違う子どもを預かるという制度です。当然ベテラン保育士の配置が求められますが、日々の保育と一時保育に上乗せして、誰でも通園制度の実施となっております。ベテラン保育士が育ちにくい現状で、その確保は十分といえるのでしょうか。子どもの命に関わる問題です。

国の言う、どの子どもにも育ちを応援し、良質な成育環境を整備する。その理念を実現するには、保護者の就労に関らず、保育所に入所できるよう、保育の必要性を変更すればよいのではと考えます。全ての子どもたちの成長発達を保障するために、まず国がやるべきは、専門職としての保育士の処遇を改善し、担い手を増やすことに優先して取り組むべきだと考えます。

反対理由の2つ目は、保護者は専用のアプリを通して、保育所の空きを探し、保育の利用を

予約します。保育は託児ではありません。子どもの命の安全は当然であり、その上に、保育士としての専門性で、子どもの豊かな成長・発達を促し、保護者との信頼関係を築き、その成長にまで関わるのが保育です。月 10 時間の保育で、どこまで子どもの保育・成長・発達に町が責任を持てるのでしょうか。疑問が残ります。

さらに、施設の基準だけを満たしていれば、保育経験のない民間営利企業が参入できるとしています。これは、本町独自で規制することができる内容ですが、委員会審議の中で、その考えはない旨の答弁がありました。民間参入と保育士不足、ベテラン保育士の少ない状況下で、全国で子どもの命が失われる事故が相次いでいます。本町において、絶対にそのようなことが起こらないためには、誰でも通園制度の実施を予定している 3 園に対し、町は保育実施主体として、子どもの命と発達保障の権利を守る責任を果たすことが求められます。

本町の保育を取り巻く環境を考えたとき、誰でも通園制度を実施するのに必要十分な条件整備が整っているのか、保育所と保護者との直接利用予約で、町は保育の責任をどこまで果たすことができるのか、不十分さが残る制度実施だと考えます。

よって、我が党は、子どもたちの命と成長・発達を保障する町の責任をしっかりと果たすことのできる、良質の保育を本町において実現することを強く求め、本議案に反対をいたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 42 号 水巻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 42 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 43 号について

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 43 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。岡田議員。

10 番（岡田選子）

議案第 43 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

本議案は、国家戦略特区として、北九州市や福岡市が先行して実施してきた地域限定保育士の制度が、福岡県でも認定されたことによる条例の一部改正です。質の低下のないように、正規の保育士と変わらない試験を県が行い、保育士資格取得の受験機会を増やし、保育士不足解消の一助にしたいというのが目的です。

しかし、保育士不足解消のため、受験資格を緩和し、実技は講習を受ければ免除されるなど、受験基準を引き下げ、保育士になることへのハードルを下げることで、担い手を増やそうというやり方です。担い手を増やすためには、まず保育の仕事の価値を上げることが必要です。保育の質を上げ、専門職として、それに見合う処遇の改善を図ることが最優先課題です。

今回のやり方では、保育士の処遇を上げることにはつながりません。児童福祉法第 18 条の 4 には、「この法律で保育士とは、第 18 条の 18 第 3 項に規定する保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」と定められています。保育士は、その専門的知識や技術で、子どもの最善の利益を保障するために職務についております。

保育とは、親の就労を助けるというだけでなく、親に対して子育てや生活習慣の援助、子どもの理解への援助、子どもの育ちに必要な環境の提供、地域へのつながりの支援や外部支援への情報提供、困難を抱える家庭への支援など、保育所などでの質の高い保育が実現していて、初めてこれらの子育て支援が可能になります。

やるべきは、保育士資格取得に係る費用や専門性、職務内容に見合う賃金や処遇を改善し、社会的地位を向上させることです。それこそが、町がやるべき仕事ではないでしょうか。

本議案は、保育職の重要性とその高度な専門性の価値を高める方向ではなく、保育士資格のハードルを下げるやり方となっています。これでは、保育士の処遇改善を阻む要素にさえなりかねないと考えます。よって本議案に反対をいたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 43 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7 議案第 44 号について

議 長（白石雄二）

日程第 7、議案第 44 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 44 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8 議案第 45 号について

議 長（白石雄二）

日程第 8、議案第 45 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 45 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 45 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 議案第 46 号について

議 長 (白石雄二)

日程第 9、議案第 46 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算 (第 3 号) についてを議題といたします。お諮りします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。はい、近藤議員。

13 番 (近藤進也)

13 番近藤です。私は、所管担当の委員会ではなかったもので、確認することができませんでしたが、当然委員長は把握されてるから賛成をされたと思います。補正予算第 3 号の 6 款の農林水産業費ですね、これ、でかにんにく事業 90 万、これ農業振興費ですね。それから商工費、これが 100 万。しめて 190 万が、本来当初予算で見なきゃいけないものが、どうして補正で上がったのか分かりませんが、そのときに当然、これ何のためにこれだけの補正が上がったのかということ、当然委員長は把握しておかなければなりません。

当初予算での生産の委託先、あるいは農家の人数、あるいはこの費用が適切に使用されるのかどうかは、例えば苗の数だとか、あるいは損失の補填なのか、どういったことに補填されるのかを、詳細を尋ねられたかどうか、委員会で質問があったかどうかお尋ねします。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江委員長。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

本来であればですね、このでかにんにくに対する事業に対しては、募集をかけたけれどって
いうか、やれる方がいなかったの、そういう形で新たに町としてやるような事業になりました
ということでありましたので、その予算に関しては今、近藤議員が言われたとおり、予算に
関しては今この報告書にありますとおりでございます。

でかにんにく作業に対しては、非常に厳しいということで報告を受けておりますので、結果
的にそういう補正予算に追加したということになりました。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、近藤議員。

13 番（近藤進也）

私の質問に答えてないんですね。むしろ執行部からそういう説明があったから、それを受
け入れたと——。であれば、委員長として何を慎重審議されたのかっていうのは、委員長とい
えどもですね、総括として皆さんの意見を反映する。そしてそれが賛成か反対かは、あなたの
意思がそこに反映されたかどうかというのは、十分委員から質問が出なくても委員長も質問が
できるんです。そのときは副委員長と代わって、あなたが質問すればよかったのに、こうやっ
て誰からどのような質問が上がっても委員長は、慎重審議をされたという報告された以上は、
全てにちゃんと対応できるようにしてもらわないと困るんです。別に賛成とか反対かの前に、
質疑の段階ですから、質問されてもいいように、ちゃんと答えられるように委員長の働きをや
ってください。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありま
せんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 46 号 令和 7 年度水巻町一般会
計補正予算（第 3 号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 46 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 10 議案第 47 号について

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 47 号 令和 7 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 47 号 令和 7 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 47 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 11 議案第 48 号について

議 長（白石雄二）

日程第 11、議案第 48 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。お諮りします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 48 号 令和 7 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 48 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 12 意見書第 7 号について

議 長（白石雄二）

日程第 12、意見書第 7 号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書についてを議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。松野議員。

7 番（松野俊子）

意見書第 7 号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書について、述べさせていただきます。内容はお手元に配布しておりますとおりでございますが、少し一部読まさせて説明させていただきます。

国家公務員の地域手当が令和 7 年 4 月から改定されました。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、また、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等々、また母子生活支援施設や児童養護施設、生活保護施設、乳児院、また児童相談所等々もこれに入るわけですが、これについては、この今回改定された国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されているということでございます。

今回の地域手当の改定に伴って、保育所等の公定価格の見直しは今回せずに、引き続き丁寧に議論を進めていくということで、国会等で議論が進められているようですが、いわゆる福祉的な施設ですね、そういったことについては、処遇改善が求められている状況であったにも関わらず、事前に自治体との調整が全く何ら行われることなく、通知、事務連絡によって、国家公務員の地域手当に準拠して見直すというふうになり、結果的には地方では引下げという現状があるようになっております。

国においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、以下の事項について取り組むことを強く求めるものであります。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。提出賛成者は、水ノ江議員、亀元議員であります。内容はお手元にあるとおりでございます。

よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

松野議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第7号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第7号は原案のとおり可決いたしました。

日程第13 意見書第8号について

議 長（白石雄二）

日程第13、意見書第8号 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書についてを議題といたします。亀元議員に提案理由の説明を求めます。はい、亀元議員。

9 番（亀元公一）

9番、亀元です。意見書第8号 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書について、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は、松野議員、水ノ江議員であります。内容はお手元に配付のとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

亀元議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませ

んか。近藤議員。

13 番（近藤進也）

13 番、近藤です。国の方針と照らし合わせてですね、こういった意見書を提案してもらいたいと思います。また、ふさわしくなければ、議長はきちんと中身を精査して、取下げさせることもできますからね。ちゃんと議長職やってくださいよ。

ここに書かれています、業者に対する責任がなくて、どうして国に予算押しつけてですよ、地方自治体に責任を持たせるのか。我が国はPL法というのがあります、にもかかわらず、ここには、国からの財政的な支援等を地方によってそれを処理しなさいという——そういうほとんど日本の太陽光のシェアは 8 割、80%以上が中国製だと言われてます。中国企業に対しての、これは何も責任がなくて、我が国で起こったこの災害、太陽光の廃棄処分によって不法投棄をされてるということですが、その処理の在り方について、国や地方が責任を持って処理しなさいよと言ってるようなものでしょう。

このところがちょっとはっきりしないんですが、業者に対する最後の「記」のですね、3 番目の下、地方自治体への支援拡充というところ、ちょっと聞きたいんですが、ここにはですね、廃棄物処理のリサイクル推進の現場での重要な役割担うことってというのは、これ業者に対する責任ですよ。必要な財政的支援、人員配置、技術的助言、これPL法からしたら、これ真逆ですよ。地方自治体の指示、指導の下に、これを体制を強化していくということはですね、むしろ業者の自己責任はどうなるんですかって。業者の後押しをしてあげるような、これは意見書だと思うんですがいかがですか。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

9 番（亀元公一）

このパネルですね、太陽光パネルについては、耐久年数が 25 年から 30 年ぐらいかかりますが、その後、たくさん廃棄処理を行わなくてはいけない。地方においては、多くの財源をもとにして、設備投資がかかります。実際、沖縄でこの現場を見ましたけども、それを処理していくのに多額のコストがかかるということで、県から補助をもらいながらやってる部分もあって、これから増えていくものと全国的に思われますので、こういった意見書を提出することになりました。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、近藤議員。

13 番（近藤進也）

反対の立場から意見を申し上げます。

国内においても、太陽光を販売する大手は自らメンテナンスを行い、自ら廃棄処分に至るまで全て一貫生産をしているところがあります。ところが、中国製品に限っては8割が国内の方は安かろう悪かろうで納めています。その廃棄が不法投棄でさんざんひどい被害に遭ったからといって、国民の声を取り上げて、高市政権は今後、太陽光を推進はしないという方針を明言しております。

——にもかかわらず、これは後押しするかのよう形になりますが、問題はですね、製造者責任が問われてないということで、ドイツのほうでは、つくる段階から最終的な処分に至るまで、エコで製品を製造するという、そういった法律がありまして、義務付けられています。にもかかわらず、日本だけは野放図に問題が放棄されてきました。

よってですね、これを製造者責任、要するにPL法に基づく製造者責任よりもむしろ被害に遭っている国民を助けるためのものであって、実際に助けるのはいいんですが、業者が何の責任を負わないで自治体が後押しすることは良くないと思います。

よって、この意見書については反対いたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第8号 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、意見書第8号は原案のとおり可決いたしました。

日程第14 意見書第9号について

議 長（白石雄二）

日程第14、意見書第9号 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書についてを議題といたします。水ノ江議員に提案理由の説明を求めます。はい、水ノ江議員。

8番（水ノ江晴敏）

8番、水ノ江です。意見書第9号 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書について。

日本において、今月でもありましたが大きな地震があり、台風も年々災害が増えております。その中において、九州であれば、大火災も起こっております。こういう中において、東京都心であれば、首都直下地震が懸念され、東海南海トラフ地震も大きな問題となっております。その中において、政府に対して要望をするような内容でございます。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に

対し、別紙のとおり提出するものでございます。提出賛成者は、松野議員、亀元議員であります。よろしく御審議の上、全員の賛同をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第9号 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第9号は原案のとおり可決いたしました。

日程第15 意見書第10号について

議 長（白石雄二）

日程第15、意見書第10号 医療機関への経営支援を求める意見書についてを議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡田議員。

10 番（岡田選子）

10番、岡田選子です。意見書第10号 医療機関への経営支援を求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。

皆さん御存知のように、今、地域医療が崩壊寸前とか、このままではある日突然病院がなくなるとか、多くの病院から悲鳴が上がっていることは御存知のことと思います。

医療の値段というのは、国が決めております。診療報酬ですね。通常2年に一度改定されますが、長年抑制をされてきました。この間に物価や賃金の上昇が追いついていなくて、多くの病院が経営危機に陥っているということになっております。

そのためには、この医療崩壊を止めるためには、国の施策が本当に今重要となっております。どの病院もですね、もう診療報酬の改定で、人件費が補填できていないという病院が9割を超えているというところですよ。診療科や入院患者の受入れを減らしたり、救急医療を廃止したりですね、そういうことが全国で起こっております。国民の命に関わる重大な事態だと思ってい

ます。

それで骨太の方針ですね、6月に2025が出されましたけれども、その中でも診療報酬について、少し上げなきゃいけないという方向も出てきております。診療報酬を抜本的に引き上げるとともに、やはり緊急には今補助金なども出して、病院の体制をしっかりと固めていくということをしなければ、国民の命が医療にもかかれない、命が守れないという事態になっていると思いますので、緊急にこの意見書を国に出して、地域医療を守るために提出をいたしたいと考えております。

財務大臣、厚生労働大臣に対しまして、意見書を提出させていただきたいです。賛同者は、井手幸子議員です。皆さんの御賛同をよろしくお願いをいたします。

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。近藤議員。

13 番（近藤進也）

13番近藤です。まず、このタイトルにあります、OTC類似薬って何ですかこれ。

議 長（白石雄二）

それは違うでしょ。

[「まだかね、これ。もとい。」と発言する者あり。]

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第10号 医療機関への経営支援を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第10号は否決いたしました。

日程第16 意見書第11号について

議 長（白石雄二）

日程第16、意見書第11号 OTC類似薬の保険適用除外について慎重にされることを求める意見書についてを議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。はい、井手議員。

11 番（井手幸子）

意見書第 11 号 OTC 類似薬の保険適用除外について慎重にされることを求める意見書案を提案をいたします。案文については皆さん、お手元にあるとおりです。

この意見書の内容の文章にも書いてありますけれど、保険適用除外については、日本医師会も断固として反対すると主張をしております。その理由は、やはり保険適用除外されると、患者の経済的負担の増加とか、長期の治療を要する難病患者や障がい者、小児医療における子育て世代の親の負担が深刻になるということでもあります。

先ほどから、意見書で医療についてとか、福祉についてとかいう意見書がいくつか出されておりますけれど、これも発足しました高市政権が、自民党政治が医療費を何兆円という規模で削減をしていくという中での、流れの一つであると考えます。

ぜひ、これを地方の議会から声を上げて、本当にこれをやめさせなければ、日本の皆保険制度っていう理念が、やっぱり崩れることになると思います。堅持するためにも、是非ともこの水巻の議会からも皆さんの賛同をいただいて、声を上げてまいりたいと願っております。

提出先は、内閣総理大臣と厚生労働大臣であります。賛同者は、岡田議員です。

どうぞ御賛同をよろしくお願いいたします。

議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。はい、近藤議員。

13 番（近藤進也）

13 番近藤です。先ほど言いかけたんですが、この OTC 類似薬の保険適用がどうして除外されてるのかよく分からないんですが、まずこの OTC 類似薬っていうものがどういったものなのか、私は分かりません。やみくもに、共産党だから賛成、共産党だから反対する議会の態度もおかしいんですけどね、実際に町民に対して説明ができるようにしたいと思いますので、これをよく理解した上で判断したいと思いますが――。質問、この OTC 類似薬って何ですか、これ。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

11 番（井手幸子）

すいません。OTC 類似薬って、ちょっと具体的には――

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

10 番（岡田選子）

はい。OTC類似薬っていうのは、市販に薬局とかで売ってる薬ですね。例えば、これを除外しようという高市政権の言い分としましては、湿布薬をね、ロキソニンっていうんですか、それをですね、いっぱいもらって、無駄にもらっている人がいるとかですね。そういうものはもう自分で必要ならば薬局に行って買いなさいと。それとあと風邪薬とかですね、それと皮膚に塗る薬とかでも、やはりそれを塗らなければ生きていけないっていうような大変な皮膚病にかかっている人もいますけども。今度これOTC類似薬が外されると、もうその人の負担が400倍とかなるぐらいの患者負担になってくるんですね。

医療補助、私どものこの町でもですね、水巻町でも子どもの医療費の無料化ということを進めてまいりました。それがですね、その根本が覆されるということになるわけです。結局、個人負担が増えるということになれば、医療費をせっかく無料でいいですよということで安心して受けていただけるように、やってきた制度そのもの自体が、このOTC類似薬の保険適用除外ということで外されると、その根本が崩されていくという、本当大変な問題になっていっているんです。

先ほど井手議員が提案説明されましたように、医療費の負担を4兆円、医療費を削減しようというのが自公政権のときに決められましたけれども。その4兆円下げるために、今ですね、自民党と維新になってますけども、それも引き継がれておりますし――。

高齢化の率と、医療費の無料化と、すいませんちょっと勘違いしてるかもしれませんが、その率を、高齢化の率よりも医療費の率を抑えようということになってるんですよ。だから高齢化の率に合わせて医療費もだんだん上がっていくならいいけども、高齢化の率よりも必ず医療費の伸び率は下げようという、これが決められてるんです。だからこういうことが現実に起こってきておりますので、本当に患者負担が増えて、医療制度そのものの根幹を崩すということにつながりますので、ぜひ皆さんの賛同をいただきたいと思っております。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、近藤議員。

13 番（近藤進也）

13番、近藤です。なぜ、保険適用除外にされるかということはですね、私は、これ賛成をしたいと思います。まずね。

なぜ賛成か。大体、厚労省あたりはですね、保険適用除外するのは、その薬がよく効くからなんですよ。コロナワクチンがそうでしょう。PCR検査も偽物。コロナワクチンによって与えられるのは、皆、解熱剤とか風邪薬みたいなものばかりです。実際の決め手になるコロナワクチンを助けるには、イベルメクチンという薬があるんです。それを医者処方をお願いしたら、医者は、いやこれは出しちゃいけないようになってる。治るからです。全世界で、このイベルメクチンで多くの方が、がんも治ってる。それなのに、厚労省は認めない。こうやって認めない理由が、これが効き目があるからなんですよ。あるいは、厚労省がどこまで本当のこ

と言ってるか分かりませんが、大体今の厚労省の言うことは信用できませんけどね。実際に、こうやって保険適用を認めてほしいという多くの患者が求めているわけですから、ぜひこれは賛成したいと思います。

よろしく、皆さんにお願いしたいと思います。

議 長（白石雄二）

はい、ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第11号 OTC類似薬の保険適用除外について慎重にされることを求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、賛成少数と認めます。よって、意見書第11号は否決されました。

日程第17 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第17、委員会報告について。去る9月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（山口秀信）

報告することはございません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、水ノ江議員。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。はい、廣瀬議員。

議会運営委員長（廣瀬 猛）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 18 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 18、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 127 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり議員を派遣しましたので報告いたします。

日程第 19 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 19、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和 7 年第 4 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 10 時 58 分 閉会